



発行 新潟県

第29号

平成29年4月14日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

- 495 包括外部監査契約の締結(行政改革・評価室)
- 496 特定計量器定期検査の実施(計量検定所)
- 497 産業立地促進地域の指定(産業立地課)
- 498 産業立地促進地域の指定(産業立地課)
- 499 保安林の指定予定(治山課)
- 500 保安林の指定予定(治山課)
- 501 保安林の指定予定(治山課)
- 502 土地改良区役員の就任届(農地計画課)
- 503 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 504 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 505 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 506 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 507 公共測量の終了通知(監理課)
- 508 公共測量の終了通知(監理課)
- 509 公共測量の実施通知(監理課)
- 510 公共測量の終了通知(監理課)
- 511 公共測量の終了通知(監理課)
- 512 公共測量の終了通知(監理課)
- 513 土地立入りの許可(用地・土地利用課)
- 514 土地立入りの許可(用地・土地利用課)
- 515 道路の区域変更(道路管理課)
- 516 道路の供用開始(道路管理課)
- 517 道路の区域変更(道路管理課)
- 518 道路の供用開始(道路管理課)
- 519 二級建築士又は木造建築士の免許取消し(建築住宅課)

公 告

- 一般競争入札の実施(総務事務センター)
- 特殊肥料の検査の結果(農産園芸課)
- 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況(出納局管理課)
- 一般競争入札の実施(警察本部会計課)

病院局告示

- 3 平成29年度 公金の収納事務の委託(病院局業務課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局総務課)
- 医事業務委託に係る提案者選定(病院局業務課)

選挙管理委員会告示

- 16 個人演説会等を開催することのできる施設の異動及び指定取消報告(選挙管理委員会)

公安委員会規則

- 9 新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則(地域課)

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成29年4月14日

新潟県知事 米 山 隆 一

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
中子町有地	南魚沼郡湯沢町大字土樽の一部	平成29年4月6日

◎新潟県告示第498号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成29年4月14日

新潟県知事 米 山 隆 一

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
阿賀野市京ヶ瀬工業団地 (第二期)	阿賀野市京ヶ瀬工業団地の一部 阿賀野市下里の一部	平成29年4月7日

◎新潟県告示第499号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成29年4月14日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県佐渡市戸地 720 の 1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
 - イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第500号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成29年4月14日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県佐渡市相川鹿伏 356 の 1、485 の 1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第501号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成29年4月14日

新潟県糸魚川地域振興局長

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県糸魚川市大字能生字中山7550の20、7550の35、7550の54、7550の62、7550の67、7550の92、7550の144

2 指定の目的

落石の危険の防止

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県糸魚川地域振興局農林振興部及び糸魚川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第502号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、十日町市の川西土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成29年4月14日

新潟県十日町地域振興局長

理事 十日町市山野田15番地 北村 公太郎

就任年月日 平成29年3月30日

◎新潟県告示第503号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、十日町市の川西土地改良区の定款の変更を平成29年4月4日認可した。

平成29年4月14日

新潟県十日町地域振興局長

◎新潟県告示第504号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、南魚沼郡湯沢町の一部を受益地域とする県営外山地区農用地保全施設整備(ため池等整備「用排水施設」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年4月14日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成29年4月17日から平成29年5月17日まで

3 縦覧に供する場所

湯沢町役場

4 その他**(1) 審査請求について**

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる

場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第505号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、十日町市の一部を受益地域とする県営室野第2地区農用地保全施設整備(ため池等整備「老朽ため池」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年4月14日

新潟県知事 米山 隆一

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成29年4月17日から平成29年5月17日まで

3 縦覧に供する場所

十日町市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第506号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、十日町市の一部を受益地域とする県営鉢地区農用地保全施設整備(ため池等整備「地震対策ため池防災」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年4月14日

新潟県知事 米山 隆一

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成29年4月17日から平成29年5月17日まで

3 縦覧に供する場所

十日町市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第507号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事(糸魚川地域振興局長)から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年4月14日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 作業種類 公共測量(街区多角点測量)
- 2 作業期間 平成29年2月10日から平成29年3月27日まで
- 3 作業地域 糸魚川地区

◎新潟県告示第508号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、佐渡市から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年4月14日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 作業種類 公共測量(佐渡新穂銀山レベル500平面図作成)
- 2 作業期間 平成28年5月25日から平成29年3月30日まで
- 3 作業地域 佐渡市上新穂、新穂北方地区

◎新潟県告示第509号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年4月14日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 作業種類 公共測量(航空写真撮影)
- 2 作業期間 平成29年4月3日から平成29年9月29日まで
- 3 作業地域 新潟市全域

◎新潟県告示第510号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事(新発田

地域振興局長)から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年4月14日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量(経営体育成基盤整備事業 丸潟地区 確定測量)
- 2 作業期間 平成27年8月28日から平成28年3月4日まで
- 3 作業地域 北蒲原郡聖籠町大字丸潟ほか地内

◎新潟県告示第511号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事(新発田地域振興局長)から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年4月14日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量(県営ほ場整備事業(担い手育成型) 加治川右岸地区 確定測量)
- 2 作業期間 平成27年10月8日から平成28年3月16日まで
- 3 作業地域 新発田市宮古木、板山、小戸地内

◎新潟県告示第512号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年4月14日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量(航空写真撮影 修正数値図化)
- 2 作業期間 平成28年9月22日から平成29年3月21日まで
- 3 作業地域 一級河川信濃川(新潟市・三条市・燕市・田上町・加茂市・長岡市)

◎新潟県告示第513号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第2項の規定により、次のとおり土地の立入りを許可した。

平成29年4月14日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 起業者の名称
東北電力株式会社
- 2 事業の種類
154kV頸城線鉄塔建替工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域及び期間

(1) 土地の区域

上越市大島区大字嶺字大川上、大字田麦字入場、大字下達字赤倉及び字上赤倉、大字大平字島田、字二口沢、字元屋敷及び字舅坂、大字岡字下山、字上中畑、字ヤケ林、字中畑、字下中畑、字川久保、字沢入口、字寺浦、字下岡、字上中平、字イフ林、字下中平、字イフ、字十ヶ沢、字石倉、字西カヤバ、字東カヤバ、字後谷、字大坪、字干平、字タン次郎、字大滝、字小海尻、字ゴウデン、字滝元及び字小海平並びに大字板山字小海地内

上越市浦川原区大字小谷島字横枕、字小谷内田、字北山、字蕨岡、字和田地、字西川原及び字一ノ瀬、大字下猪子田字カウエン及び字丸畑、大字中猪子田字蒲生田地、字倉下、字西山、字ザク、字沢入、字イブ、字池ノ久保、字横枕、字宮田、字荒清水及び字荒屋敷、大字上猪子田字中下干場、字中豊及び字ブタへ、大字虫川字フケ及び字中沖、大字有島字アツチ山、字和田、字鳥平、字岩山、字牧野、字上ノ山、字釜淵、字向洪江及び字洪井、大字菱田字東峯、字狐塚、字深沢、字芹ヶ沢及び字堂ノ入、大字桜島字沢ノ入、大字山印内字円道、大字岩室字大金沢、字筋返、字玉堀、字東牧ノ、字牧ノ、字前坂及び字北沖、大字山本字飯田割、字内大割及び字北沖並びに大字今熊字小豆島、字荒古川、字桑原、字登口、字同木山、字カウノス及び字寺萱地内

上越市三和区大字末野字立場、字東原山及び字三ツ口沢並びに大字神田字長峰地内

十日町市大字稲葉、大字高倉、大字山谷、大字会沢字入山、大字犬伏字松苧山、大字菅刈字コマサライ、

字ヘンコ沢、字狐坂、字トコロ平、字柳沢、字万代及び字大沢、大字苧島字外倉、字黍畑、字材木道、字月夜畑、字長立、字掘切、字宮ノ浦、字二十苧、字大桐山、字風京、字風原、字姥沢及び字小原、大字清水字フジツルシ、字入大道、字上東、大字滝沢字北沢、字堅島、字上ノ山、字アラセロ及び字川倉、大字田野倉字小十郎田、字向、字桜田、字ヌケ、字大久保、字東平、字寺田及び字南、大字中子字姥沢、字障子峰、字横道、字後平、字林中、字カツボ島、字ノゲ間及び字穴瀧、大字松代字大外、字風吹及び字草生水、大字蓬平字冬越場、大字名平字五合清水、字ゾ沢、字今ノ外、字長田、字宮ノ下、字五枚田、字外名平、字花立、字金鉢、字仙納平、字桂沢、字向山及び字中名平、大字小池字大道、大字寺田字漆ノ木下、字城平、字庄倉及び字三本松並びに大字儀明字杉屋敷及び字城平地内

(2) 期間

平成29年 4月28日から平成29年12月31日まで

◎新潟県告示第514号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第2項の規定により、次のとおり土地の立入りを許可した。

平成29年 4月14日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 起業者の名称
東北電力株式会社
- 2 事業の種類
154kV上越火力線新設工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域及び期間

(1) 土地の区域

上越市大字下荒浜字坊野土尻及び字釜ノ口並びに大字石橋新田字川北、字瀧及び字砂田地内

上越市頸城区大字下米岡字川北、字砂田及び字沖田、大字下中島字江北、大字榎井字草刈場、字前田、字畑田及び字寺田、大字島田字四間割、大字舟津字行ノ立、字山川及び字宮ノ越、大字宮本字西畑、字南畑、字東宮、字岡畑、字三番割、字岡田及び字宮本、大字北方字北方、大字宮瀧字西及び字東、大字青野字青野、大字宮原字屋敷添、大字百間町字上瀧、大字飯田字飯田、大字大坂井字坂井割、大字東俣字東俣、大字田中字田中、大字姥谷内字屋敷添、大字片津字稲場、大字天ヶ崎字天ヶ崎、字村面及び字屋敷付、大字仁野分字北割、大字日根津字西割、字川西、字中割、字東割、字前山、字岡本、字阿弥陀屋敷、字深沢、字蟹沢、字大窪、字十三塚及び字政栗並びに大字手島字土手山、字打越、字山ノ外及び字大割地内

(2) 期間

平成29年 4月28日から平成29年12月31日まで

◎新潟県告示第515号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年 4月14日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 村松田上線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
五泉市刈羽字中丸 246 番 1 から	新	9.2~12.0メートル	82.4メートル
同市刈羽字中丸241番 1 まで	旧	9.2~11.6メートル	82.4メートル

◎新潟県告示第516号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年4月14日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 県道 村松田上線
- 2 供用開始の区間
五泉市刈羽字中丸246番1から同市刈羽字中丸241番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年4月14日

◎新潟県告示第517号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年4月14日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中名沢刈羽線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
五泉市長橋字中江646番から 同市刈羽字中丸269番1まで	新	7.9～31.6メートル	1,153.8メートル
	旧	6.0～12.2メートル	1,159.5メートル

◎新潟県告示第518号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年4月14日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 県道 中名沢刈羽線
- 2 供用開始の区間
五泉市長橋字中江646番から同市刈羽字中丸269番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年4月14日

◎新潟県告示第519号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士及び木造建築士の免許を取り消した。

平成29年4月14日

新潟県知事 米山 隆一

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
平成29年2月24日	清水 吉規	二級建築士	第10991号	死亡
平成29年3月24日	丸山 隆裕	二級建築士	第14729号	死亡

公 告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県総務事務システム用サーバ機器等一式の借上げについて次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

平成29年4月14日

新潟県知事 米山 隆一

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件の名称
新潟県総務事務システム用サーバ機器等一式の借上げ
- (2) 調達案件の仕様及び数量等
入札説明書による。
- (3) 賃貸借期間
平成29年10月1日(日)から平成34年9月30日(金)
- (4) 納入期限
平成29年9月30日(土)
- (5) 納入場所
入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

平成29年4月14日(金)から平成29年5月15日(月)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時15分まで。

イ 交付場所

新潟県新潟市中央区新光町7番地2 商工会館
新潟県総務管理部総務事務センター

(2) 問い合わせ等

入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成29年5月29日(月) 午後2時
- (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 平成29年4月14日以降に民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立をされた者
 - イ 平成29年4月14日以降に会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更正手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく更正手続開始の申立をされた者
- (3) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (5) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
- (6) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。
- (7) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書(平成29年4月14日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限り)を提出した者であること。
- (8) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

(1) 本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

ア 提出期間 平成29年4月14日(金)から平成29年5月15日(月)(新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号の日を除く。)の午前9時から午後5時15分まで。

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町7番地2 商工会館
新潟県総務管理部総務事務センター

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。

なお、郵送による場合は、アの期限内に必着させるとともに、書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 交付日時 平成29年5月22日(月) 午後4時

イ 交付場所 (1)イに掲げる場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

入札は、次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって平成29年5月26日(金)の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(1に掲げる新潟県総務システム用サーバ機器等一式の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に108分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)以下同じ。)に100分の8に相当する金額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者又は競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者が行った入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望本体金額に100分の8に相当する金額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

(2) 契約保証金

契約金額（1に掲げる新潟県総務事務システム用サーバ機器等一式の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。）に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約の手続において使用する言語及び通貨

契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

10 契約書及び契約条項

入札説明書による。

11 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

エ 提出された競争入札参加資格確認申請書等に記載されている内容については、本件入札に限るものとし、他に使用しない。

(2) その他

ア 本件入札に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

イ その他詳細は入札説明書による。

ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

12 Summary

(1) Nature and quantity of the products and services to be hired:

Network System Server, Software and other equipment [1] set

(2) Time and place of bidding:

2 : 00 p.m. 29, May , 2017

Niigata Prefectural Office Building Bidding Room

4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City,

Niigata, JAPAN

(3) For more information, contact:

General Affairs Administration Center

Department of General Affairs and Management

Niigata Prefectural Government

7 - 2 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata, 950-0965, JAPAN

特殊肥料の検査の結果について（公告）

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定に基づき、特殊肥料の検査結果の概要を次のとおり公表する。

平成29年 4 月14日

新潟県知事 米 山 隆 一

平成28年度分

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者	届出名	検査の結果	備考
たい肥	新発田市	加治川2号	TN 1.5% TP 2.4% TK 2.3% C/N 18 TCu 61mg/kg	

			TZn 410mg/kg	
たい肥	新発田市	米倉1号	TN 1.8% TP 2.8% TK 2.2% C/N 14 TCu 109mg/kg TZn 317mg/kg	
たい肥	新発田市	板倉1号	TN 1.7% TP 2.8% TK 2.5% C/N 16 TCu 40mg/kg TZn 242mg/kg	
たい肥	長谷川猛	牛ちゃん堆肥	TN 1.6% TP 2.3% TK 0.8% C/N 6 TCu 15mg/kg TZn 93mg/kg	
たい肥	(有)フジタファーム	フジタ有機	TN 1.6% TP 1.3% TK 0.2% C/N 5 TCu 5mg/kg TZn 23mg/kg	
たい肥	AOBA	AOBA牛糞堆肥	TN 1.4% TP 1.2% TK 0.4% C/N 7 TCu 6mg/kg TZn 26mg/kg	

備考 分析検査を実施した成分の略号は次のとおりである。

TN－窒素全量, TP－りん酸全量, TK－加里全量, C/N－炭素窒素比, TCu－銅全量, TZn－亜鉛全量

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について（公告）

「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成11年新潟県告示第1221号) 8の規定により、平成29年1月から3月における苦情の受付及び処理の状況を次のとおり公表する。

平成29年4月14日

新潟県知事 米山 隆一

政府調達に係る苦情の受付及び処理の件数 なし

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、汎用電子計算機等賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

平成29年4月14日

新潟県知事 米山 隆一

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

汎用電子計算機等賃貸借

(2) 調達案件の仕様、納入期限、納入場所等

入札説明書及び仕様書による。

2 入札に関する必要事項を示す(入札説明書の配布を含む。)期間、場所及び問合せ先

(1) 期間

本公告の日から平成29年5月11日(木)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所

新潟県警察本部警務部会計課調度係

なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(3) 問合せ先

ア 契約手続に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課調度係

電話番号 025-285-0110 内線2235

イ 機器等の仕様に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部情報管理課運用管理係

電話番号 025-285-0110 内線2443

3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 本調達物品又はこれと同等品に係る調達について、納入及び構築実績があることを証明した者であること。

(4) 本調達物品納入後のアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(7) 4に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

4 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期限 平成29年4月14日(金)から平成29年5月11日(木)まで(新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課調度係

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、アの期限内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、平成29年5月19日(金)午前11時以降に2(3)アへ問い合わせること。

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成29年5月26日(金)午前11時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階入札室

6 入札手続

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人（法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、2(3)アに定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。）を平成29年5月25日（木）の午後5時までに新潟県警察本部に配達し、文書收受の手続を受けること。

(2) 入札書の名義人

本人（代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人）に限る。

(3) 入札書の記載方法

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 入札保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切上げた金額）とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の10に相当する金額以上の金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切上げた金額）とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

(2) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(3) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(4) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ この公告に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) The nature of products to be procured:

Lease of mainframes, computer servers and other related devices

- (2) Time and place of bidding:
11:00a.m. May 26, 2017
Contract Bidding Room, Niigata Prefectural Police Headquarters Building
4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata, Japan
- (3) For more information, contact:
Accounting Division, Police Administration Department
Niigata Prefectural Police Headquarters
4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata, Japan
〒950-8553
Tel 025-285-0110 EXT. 2235

病院局告示

◎新潟県病院局告示第3号

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第44条の2の規定により、公金の収納事務を次のとおり委託した。

平成29年4月14日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

- 1 委託する事務
各新潟県立病院における診療費等の窓口収納事務
- 2 受託者の所在地及び名称
新潟市中央区米山2丁目5番地1
株式会社B S Nアイネット
- 3 委託期間
平成29年4月1日から平成29年9月30日まで

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、解析付心電計の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年4月14日

新潟県立精神医療センター院長 細木 俊宏

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
解析付心電計 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成29年6月30日（金）
 - (4) 納入場所
新潟県立精神医療センター
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 本調達物品の公告日現在で、新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登録されている者であること。
 - (4) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
 - (5) 本調達物品の仕様に適合する物品であることを確認できる者であること。
- 3 入札説明書の交付場所等
- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 940-0015
新潟県長岡市寿2丁目4-1
新潟県立精神医療センター経営課
電話番号 0258-24-3930 内線128
 - (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
 - (3) 応札仕様書の提出期限
平成29年4月21日(金)午後5時00分
- 4 入札、開札の日時及び場所
- 平成29年4月28日(金)午前10時00分
新潟県立精神医療センター 大会議室
- 5 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
免除する。
 - (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
 - (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立精神医療センターの交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
 - (6) 契約書作成の要否 要
 - (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
 - (9) その他
 - ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
 - ② 詳細は入札説明書による。

新潟県立病院医事業務委託に係る提案者選定について(公告)

公募型プロポーザル方式による、新潟県立病院医事業務委託に係る提案者選定について、選定委員会から審査結果の報告を受け、最優秀提案者を次のとおり決定したので公表する。

平成29年4月14日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

最優秀提案者
株式会社BSNアイネット

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、上越市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成29年4月14日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
牧コミュニティプラザ	上越市牧区田島705 番地10	集会室	183.30 (旧192.10)	平成29年3月27日
		憩いの間	58.50 (旧45.30)	

2 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
上越市厚生北会館	上越市西本町4丁目 15番25号	遊戯室	1967.00	平成29年4月1日

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第9号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年4月14日

新潟県公安委員会

委員長 阿部 隆

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表				別表			
署名	名 称	位 置	所 管 区 域	署名	名 称	位 置	所 管 区 域
新潟	(略)			新潟	(略)		
警察	女池交	新潟市	新潟市中央区のうち愛	東警	女池交	新潟市	新潟市中央区のうち愛
署	番	中央区	宕1・2・3丁目、 <u>上</u>	察	番	中央区	宕1・2・3丁目、 <u>上</u>
		女池南	沼、大島、親松、神道	署		女池南	沼の一部(旧鳥屋野)、
		3丁目	寺、神道寺1・2・3			3丁目	大島、親松(旧太右エ
			丁目、神道寺南1・2				門新田を除く。)、神道
			丁目、小張木、小張木				寺、神道寺1・2・3
			1・2・3丁目、桜木				丁目、神道寺南1・2
			町、鳥屋野、鳥屋野南				丁目、小張木、小張木
			1・2・3丁目、鳥屋				1・2・3丁目、桜木
			野1・2・3・4丁目、				町、鳥屋野、鳥屋野南
			美咲町2丁目、女池、				1・2・3丁目、鳥屋
			女池1・2・3・4・				野1・2・3・4丁目、
			5・6・7・8丁目、				美咲町2丁目、女池、
			女池上山1・2・3・				女池1・2・3・4・
			4・5丁目、女池北1				5・6・7・8丁目、
			丁目、女池神明1・2				女池上山1・2・3・
			・3丁目、女池東1丁				4・5丁目、女池北1
			目、女池西1・2丁目、				丁目、女池神明1・2
			女池南1・2・3丁目、				・3丁目、女池東1丁
			和合町1・2・3丁目、				目、女池西1・2丁目、
			久蔵興野、湖南、鐘木、				女池南1・2・3丁目、
			太右エ門新田、高美町、				和合町1・2・3丁目
			俵柳、鍋湯新田、祖父				
			興野				
	(略)				(略)		
	弁天橋	新潟市	新潟市中央区のうち姥		中山交	新潟市	新潟市中央区のうち紫
	交番	中央区	ヶ山、姥ヶ山1・2・		番	東区中	竹1丁目、本馬越1・
		弁天橋	3・4・5・6丁目、			山6丁	2丁目、山木戸
		通1丁	京王1・2・3丁目、			目	新潟市東区のうち江南
		目	高志1・2丁目、清五				1・2・3・4・5・

		郎、長潟、長潟1・2・3丁目、弁天橋通1・2・3丁目、南長潟、美の里、山二ツ、山二ツ1・2・3・4・5丁目、鶺ノ子、亀田早通			6丁目、紫竹山3丁目、紫竹2・3・4・5・6・7丁目、卸新町1・2・3丁目、紫竹、紫竹卸新町、南紫竹1丁目、竹尾、竹尾1・2・3・4丁目、竹尾卸新町、中山1・2・3・4・5・6・7・8丁目
沼垂交番	新潟市中央区沼垂東3丁目	新潟市中央区のうち鏡が岡、西馬越、蒲原町、三和町、天明町、沼垂西1・2・3丁目、沼垂東1・2・3・4・5・6丁目、東万代町、日の出1・2・3丁目、 <u>竜が島1・2丁目</u> 、 <u>紫竹1丁目</u> 、 <u>本馬越1・2丁目</u> 、 <u>山木戸</u> 、 <u>万代島</u>	沼垂交番	新潟市中央区沼垂東3丁目	新潟市中央区のうち鏡が岡、西馬越、蒲原町、三和町、天明町、沼垂西1・2・3丁目、沼垂東1・2・3・4・5・6丁目、東万代町、日の出1・2・3丁目、 <u>竜が島2丁目</u>
木戸交番	新潟市東区下木戸1丁目		木戸交番	新潟市東区下木戸1丁目	新潟市東区のうち榎、榎町、山木戸、山木戸1・2・3・4・5・6・7・8丁目、上木戸、上木戸1・2・3・4・5丁目、中木戸、下木戸、下木戸1・2・3丁目、牡丹山1・2・3・4・5・6丁目、はなみずき1・2・3丁目
山ノ下中央交番	新潟市東区古湊町		山ノ下中央交番	新潟市東区古湊町	新潟市東区のうち大山1・2丁目、北葉町、神明町、末広町、長者町、月見町、東新町、浜町、古川町、古湊町、松島1・2・3丁目、山の下町、臨海町、臨港1丁目
秋葉交番	新潟市東区秋葉通2丁目		秋葉交番	新潟市東区秋葉通2丁目	新潟市東区のうち秋葉1丁目、秋葉通2・3丁目、空港西1・2丁目、小金台、宝町、浜谷町、浜谷町1・2丁目、東臨港町、船江町1・2・3丁目、平和町、物見山1・2・3・4丁目、桃山町1・2丁目、臨港町2・3

					丁目
				河渡交番	新潟市東区河渡本町 新潟市東区のうち王瀬新町、上王瀬町、鷗島町、河渡、河渡1・2・3丁目、河渡本町、小金町1・2・3丁目、白銀1丁目、新松崎1・2・3丁目、錦町、藤見町1・2丁目、松崎、松崎1・2丁目、松園1・2丁目、松和町、有楽1丁目
				大形交番	新潟市東区大形本町5丁目 新潟市東区のうち石動、海老ヶ瀬、海老ヶ瀬新町、逢谷内（大石排水路の南側の地域を除く。）、逢谷内1・2・3・4・5・6丁目、大形本町、大形本町1・2・3・4・5・6丁目、岡山（市道太平岡山線3号及び岡山江口線の西側の地域を除く。）、材木町、津島屋1・2・3・4・5・6・7・8丁目、寺山（大石排水路の南側の地域を除く。）、寺山1・2・3丁目、中興野、一日市、本所、本所1・2・3丁目、木工新町、柳ヶ丘、豊1・2・3丁目
				太平交番	新潟市東区太平2丁目 新潟市東区のうち幸栄1・2・3丁目、河渡甲、河渡新町1・2丁目、向陽1・2・3丁目、下山1・2・3丁目、白銀2丁目、新川町、太平1・2・3・4丁目、津島屋5丁目、根室新町、松浜町、有楽2・3丁目
				西港警備派出所	新潟市中央区竜が島1丁目 新潟市中央区のうち万代島、竜が島1丁目、竜が島2丁目の一部
				新潟空港警備派出所	新潟市東区松浜町 新潟市東区のうち国土交通省新潟空港の地域

新潟 中央 警察 署	(略)		新潟 中央 警察 署	(略)	
	榎谷小 路交番	(略)		榎谷小 路交番	(略)
	新潟 東警 察署	中野山 交番		新潟市 東区東 中島1 丁目	新潟市東区のうち石山 団地、逢谷内の一部(大 石排水路の南側の地 域)、岡山の一部(市道 太平岡山線3号及び岡 山江口線の西側の地 域)、下場、下場新町、 下場本町、猿ヶ馬場、 猿ヶ馬場1・2丁目、 新岡山2丁目、児池、 寺山の一部(大石排水 路の南側の地域)、中 島、中島1・2丁目、 中野山、中野山1・2 ・3・4・5・6・7 ・8丁目、東中島1・ 2・3・4丁目、東中 野山1・2・3・4・ 5・6・7丁目、若葉 町1・2丁目、江南1 ・2・3・4・5・6 丁目、南紫竹1・2丁 目、亀田中島4丁目、 北山、栗山、栗山1・ 2・3・4丁目、石山、 石山1・2・3・4・ 5・6丁目、新石山1 ・2・3・4・5丁目、 東明1・2・3・4・ 5・6・7・8丁目、 もえぎ野1・2・3丁 目、江口、西野
中山交 番	新潟市 東区中 山6丁 目	新潟市東区のうち紫竹 山3丁目、紫竹2・3 ・4・5・6・7丁目、 卸新町1・2・3丁目、 紫竹、紫竹卸新町、竹 尾、竹尾1・2・3・ 4丁目、竹尾卸新町、 中山1・2・3・4・ 5・6・7・8丁目			
木戸交 番	新潟市 東区下 木戸1 丁目	新潟市東区のうち沼 垂、榎、榎町、山木戸、 山木戸1・2・3・4 ・5・6・7・8丁目、 上木戸、上木戸1・2			

			・3・4・5丁目、中木戸、下木戸、下木戸 1・2・3丁目、牡丹山1・2・3・4・5・6丁目、はなみずき1・2・3丁目
大形交番	新潟市東区大形本町5丁目	新潟市東区のうち石動、海老ヶ瀬、海老ヶ瀬新町、逢谷内(大石排水路の南側の地域を除く。)、逢谷内1・2・3・4・5・6丁目、大形本町、大形本町1・2・3・4・5・6丁目、岡山(市道太平岡山線3号及び岡山江口線の西側の地域を除く。)、材木町、津島屋、津島屋1・2・3・4・6・7・8丁目、寺山(大石排水路の南側の地域を除く。)、寺山1・2・3丁目、中興野、一日市、本所、本所1・2・3丁目、木工新町、柳ヶ丘、豊1・2・3丁目	
山ノ下中央交番	新潟市東区古湊町	新潟市東区のうち大山1・2丁目、北葉町、神明町、末広町、長者町、月見町、東新町、浜町、古川町、古湊町、松島1・2・3丁目、山の下町、臨海町、臨港1丁目	
秋葉交番	新潟市東区秋葉通2丁目	新潟市東区のうち秋葉1丁目、秋葉通2・3丁目、空港西1・2丁目、小金台、宝町、浜谷町、浜谷町1・2丁目、東臨港町、船江町1・2・3丁目、平和町、物見山1・2・3・4丁目、桃山町1・2丁目、臨港町2・3丁目	
河渡交番	新潟市東区河渡本町	新潟市東区のうち王瀬新町、上王瀬町、鷗島町、河渡(河渡甲を除く。)、河渡1・2・3	

			丁目、河渡本町、小金町1・2・3丁目、白銀1丁目、新松崎1・2・3丁目、錦町、藤見町1・2丁目、松崎、松崎1・2丁目、松園1・2丁目、松和町、有楽1丁目				
	太平交番	新潟市東区太平2丁目	新潟市東区のうち幸栄1・2・3丁目、河渡の一部(河渡甲)、河渡新町1・2丁目、向陽1・2・3丁目、下山1・2・3丁目、白銀2丁目、新川町、太平1・2・3・4丁目、津島屋5丁目、根室新町、松浜町、有楽2・3丁目				
	新潟空港警備派出所	新潟市東区松浜町	新潟市東区のうち国土交通省新潟空港の地域				
(略)				(略)			
江南警察署	亀田駅前交番	新潟市江南区東船場1丁目	新潟市江南区のうち曙町1・2・3・4・5丁目、旭1・2・3・4丁目、泉町1・2・3・4・5丁目、稲葉1・2・3丁目、鶉ノ子、鶉ノ子1・2・3・4・5丁目、梅見台1・2・3丁目、荻曾根、荻曾根1・2・3・4・5丁目、亀田、亀田東町1・2・3・4丁目、亀田大月1・2・3丁目、亀田向陽1・2・3・4丁目、亀田新明町1・2・3・4・5丁目、亀田水道町1・2・3・4・5丁目、亀田中島1・2・3・4丁目、亀田緑町1・2・3・4丁目、亀田本町1・2・3・4丁目、亀田四ツ興野1・2・3・4・5丁目、北山、五月町1・2・3丁目、早苗1・2・3・4丁目、	江南警察署	亀田駅前交番	新潟市江南区東船場1丁目	新潟市江南区のうち曙町1・2・3・4・5丁目、旭1・2・3・4丁目、泉町1・2・3・4・5丁目、稲葉1・2・3丁目、鶉ノ子、鶉ノ子1・2・3・4・5丁目、梅見台1・2・3丁目、荻曾根、荻曾根1・2・3・4・5丁目、亀田、亀田東町1・2・3・4丁目、亀田大月1・2・3丁目、亀田向陽1・2・3・4丁目、亀田新明町1・2・3・4・5丁目、亀田水道町1・2・3・4・5丁目、亀田中島1・2・3・4丁目、亀田緑町1・2・3・4丁目、亀田本町1・2・3・4丁目、亀田四ツ興野1・2・3・4・5丁目、北山、五月町1・2・3丁目、早苗1・2・3・4丁目、

		三條岡1・2丁目、城所、城所1・2丁目、城山1・2・3・4丁目、砂岡1・2・3・4・5丁目、砂崩、砂山1・2丁目、諏訪1・2・3丁目、茅野山、茅野山1・2・3丁目、手代山1・2丁目、所島1・2丁目、西町1・2・3・4・5・6丁目、西山、東船場1・2・3・4・5丁目、東本町1・2・3・4・5丁目、日水1・2・3丁目、袋津、袋津1・2・3・4・5・6丁目、船戸山、船戸山1・2・3・4・5丁目、丸山、丸山ノ内善之丞組、茗荷谷、元町1・2・3・4・5丁目、 <u>山二ツ</u> 、 <u>栗山</u> 、 <u>姥ヶ山</u> 、 <u>亀田ノ内高山</u>			三條岡1・2丁目、城所、城所1・2丁目、城山1・2・3・4丁目、砂岡1・2・3・4・5丁目、砂崩、砂山1・2丁目、諏訪1・2・3丁目、茅野山、茅野山1・2・3丁目、手代山1・2丁目、所島1・2丁目、西町1・2・3・4・5・6丁目、西山、東船場1・2・3・4・5丁目、東本町1・2・3・4・5丁目、日水1・2・3丁目、袋津、袋津1・2・3・4・5・6丁目、船戸山、船戸山1・2・3・4・5丁目、丸山、丸山ノ内善之丞組、茗荷谷、元町1・2・3・4・5丁目 <u>新潟市東区のうち亀田中島4丁目、北山</u> <u>新潟市中央区のうち鶴ノ子</u>
	弁天橋交番	新潟市中央区弁天橋通1丁目		新潟市江南区のうち姥ヶ山、清五郎、長潟 新潟市東区のうち南紫竹2丁目 新潟市中央区のうち姥ヶ山、姥ヶ山1・2・3・4・5・6丁目、京王1・2・3丁目、高志1・2丁目、清五郎、長潟、長潟1・2・3丁目、弁天橋通1・2・3丁目、南長潟、美の里	
	山二ツ交番	新潟市中央区山二ツ5丁目		新潟市江南区のうち栗山、山二ツ 新潟市東区のうち栗山、栗山1・2・3・4丁目、石山、石山1・2・3・4・5・6丁目、新石山1・2・3・4・5丁目、東明1・2・3・4・5・6・7・8丁目、もえ	

								ぎ野1・2・3丁目 新潟市中央区のうち山 二ツ、山二ツ1・2・ 3・4・5丁目
						中野山 交番	新潟市 東区東 中島1 丁目	新潟市江南区のうち中 野山 新潟市東区のうち石山 団地、逢谷内の一部(大 石排水路の南側の地 域)、岡山の一部(市道 太平岡山線3号及び岡 山江口線の西側の地 域)、下場、下場新町、 下場本町、猿ヶ馬場、 猿ヶ馬場1・2丁目、 新岡山2丁目、児池、 寺山の一部(大石排水 路の南側の地域)、中 島、中島1・2丁目、 中野山、中野山1・2 ・3・4・5・6・7 ・8丁目、東中島1・ 2・3・4丁目、東中 野山1・2・3・4・ 5・6・7丁目、若葉 町1・2丁目
	大江山 駐在所	新潟市 江南区 大湊	新潟市江南区のうち江 口、大湊、蔵岡、笹山、 三百地、直り山、西野、 細山、松山、 <u>中野山</u>			大江山 駐在所	新潟市 江南区 大湊	新潟市江南区のうち江 口、大湊、蔵岡、笹山、 三百地、直り山、西野、 細山、松山 <u>新潟市東区のうち江 口、西野</u>
	(略)					(略)		
	曾野木 交番	新潟市 江南区 曾野木 1丁目	新潟市江南区のうち天 野、天野1・2・3丁 目、祖父興野、嘉木、 亀田工業団地1・2・ 3丁目、下早通1・2 丁目、亀田長湊、長湊 1丁目、早通1・2・ 3・4・5・6丁目、 亀田早通、久蔵興野、 下早通柳田1・2丁目、 鐘木、楚川、曾川、曾 野木1・2丁目、太右 エ門新田、俵柳、泥湊、 鍋湊新田、東早通1・ 2・3・4丁目、丸湊 1丁目、丸湊、丸湊新 田、 <u>清五郎、長湊</u>			曾野木 交番	新潟市 江南区 曾野木 1丁目	新潟市江南区のうち天 野、天野1・2・3丁 目、祖父興野、嘉木、 亀田工業団地1・2・ 3丁目、下早通1・2 丁目、亀田長湊、長湊 1丁目、早通1・2・ 3・4・5・6丁目、 亀田早通、久蔵興野、 下早通柳田1・2丁目、 鐘木、楚川、曾川、曾 野木1・2丁目、太右 エ門新田、俵柳、泥湊、 鍋湊新田、東早通1・ 2・3・4丁目、丸湊 1丁目、丸湊、丸湊新 田

							新潟市中央区のうち上沼(旧鳥屋野を除く。)、親松の一部(旧太右エ門新田)、亀田早通、久蔵興野、湖南、鐘木、太右エ門新田、高美町、俵柳、鍋湯新田
	横越駐在所	新潟市江南区横越中央2丁目	新潟市江南区のうち茜ヶ丘、いぶき野1・2丁目、うぐいす1・2丁目、小杉1・2・3・4・5丁目、小杉、駒込1・2丁目、駒込、平山、藤山1・2丁目、藤山、横越、 <u>横越上町1・2・3・4・5丁目</u> 、横越川根町1・2・3・4・5丁目、横越中央1・2・3・4・5・6・7・8丁目、横越東町1・2丁目		横越駐在所	新潟市江南区横越中央2丁目	新潟市江南区のうち茜ヶ丘、いぶき野1・2丁目、うぐいす1・2丁目、小杉1・2・3・4・5丁目、小杉、駒込1・2丁目、駒込、平山、藤山1・2丁目、藤山、横越、 <u>横越上町1・2・3丁目</u> 、横越川根町1・2・3・4・5丁目、横越中央1・2・3・4・5・6・7・8丁目、横越東町1・2丁目
	(略)				(略)		
	(略)						
新発田警察署	(略)				新発田警察署	(略)	
	聖籠交番	(略)			聖籠交番	(略)	
	胎内分庁舎所在地		胎内市のうち東本町、大川町、本町、北本町、西栄町、表町、新栄町、水沢町、西本町、本郷町、二葉町、新和町、若松町、住吉町、西条町、協和町、倉敷町、星の宮町、つつじが丘、あかね町、本郷、並槻、半山、羽黒、野中、飯角、関沢、長橋、八田、寅田、小舟戸、船戸、柴橋、草野、新館、西川内、東川内、鷹ノ巣、弥彦岡、塩津、城塚、赤川、清水、大塚、江上、加賀新、久保田、舘ノ越、中条、西条、小牧台				
	築地駐在所	胎内市築地	胎内市のうち築地新、築地、下高田、山王、中村浜、笹口浜、松波、高畑、宮瀬、中倉、高橋、苔実、竹島、宮川、				

			北成田、堀口、村松浜、平根台			
	乙駐在所	胎内市菅田	胎内市のうち乙、桃崎浜、小地谷、山屋、古館、菅田、平木田、荒井浜、富岡、大出、江尻、地本、八幡、十二天、高野、土作、横道、伊徳寺、小出、高野村新田			
	黒川駐在所	胎内市東牧	胎内市のうち黒川、下赤谷、下館、塩沢、蔵王、近江新、東牧、下江端、太田野原、切田			
	胎内駐在所	胎内市栗木野新田	胎内市のうち大長谷、夏井、須巻、栗木野新田、持倉、黒俣、下荒沢、鍬江、鼓岡、坪穴、熱田坂、宮久、坂井、小長谷			
村上警察署	(略)			村上警察署	(略)	
	北中駐在所	(略)			北中駐在所	(略)
	胎内警察署	署所在地	胎内市のうち東本町、大川町、本町、北本町、西栄町、表町、新栄町、水沢町、西本町、本郷町、二葉町、新和町、若松町、住吉町、西条町、協和町、倉敷町、星の宮町、つつじが丘、あかね町、本郷、並槻、半山、羽黒、野中、飯角、関沢、長橋、八田、寅田、小舟戸、船戸、柴橋、草野、新館、西川内、東川内、鷹ノ巣、弥彦岡、塩津、城塚、赤川、清水、大塚、江上、加賀新、久保田、館ノ越、中条、西条、小牧台			
		築地駐在所	胎内市築地	胎内市のうち築地新、築地、下高田、山王、中村浜、笹口浜、松波、高畑、宮瀬、中倉、高橋、苔実、竹島、宮川、北成田、堀口、村松浜、平根台		
	乙駐在所	胎内市	胎内市のうち乙、桃崎			

				所	菅田	浜、小地谷、山屋、古館、菅田、平木田、荒井浜、富岡、大出、江尻、地本、八幡、十二天、高野、土作、横道、伊徳寺、小出、高野村新田
				黒川駐在所	胎内市東牧	胎内市のうち黒川、下赤谷、下館、塩沢、蔵王、近江新、東牧、下江端、太田野原、切田
				胎内駐在所	胎内市栗木野新田	胎内市のうち大長谷、夏井、須巻、栗木野新田、持倉、黒俣、下荒沢、楸江、鼓岡、坪穴、熱田坂、宮久、坂井、小長谷
(略)				(略)		

附 則

この規則は、平成29年9月1日から施行する。

正 誤

平成29年3月28日付け新潟県条例第9号（新潟県県税条例及び新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を改正する条例）

66ページの「平成29年法律第 号」は、「平成29年法律第2号」の誤り。